

「令和4年度水産経営セミナー及び経営相談」業務委託仕様書

1 委託業務名

「令和4年度水産経営セミナー及び経営相談」業務委託

2 目的

佐賀県漁業就業者支援協議会は、漁業就業者の確保・育成を目的として、平成25年度に県、市町及び関係漁協で組織され、各種支援事業を実施している。この取り組みに際し、関係者から就業後の経営管理が不安であるとの意見が多く寄せられていることから、経営管理に関するノウハウ習得機会の充実が重要と感じている。

そこで、本業務委託は、経営管理に関するセミナーを開催し、ノウハウの習得を促すとともに、客観的なデータに基づく具体的な経営相談につなげる目的で実施するものである。

3 納入場所

佐賀県漁業就業者支援協議会（唐津市唐房6丁目4948-23）

4 契約期間

契約締結日から令和5年3月3日（金）までとする。

5 委託業務の内容

（1）水産経営セミナーの開催

① 開催回数・延べ講義時間

水産経営セミナーは、6回開催（計6日間、1日あたり3時間）することとし、延べ講義時間は18時間とする。

② 開催日

令和4年6月27日から7月1日にかけて1回目を、7月4日から7月8日にかけて2回目を、7月11日から7月15日にかけて3回目を、7月19日から7月22日にかけて4回目を、7月25日から7月29日にかけて5回目を、令和5年1月23日から1月27日にかけて6回目を開催することとする。なお、開催日は、2週間前までに決定することとする。

③ 開催場所

下記会場を予定している。なお、会場の準備は、協議会が行うこととする。

・唐津市水産会館2階多目的ホール（唐津市海岸通7182-217）

④ 参加者

佐賀県漁業就業者支援協議会の支援対象となっている研修生及び就業者などの計50名程度を想定している。なお、参加者への連絡及び出欠確認は、協議会が行うこととし、新型コロナの感染状況次第ではオンラインでの開催も可とする。

⑤ 共通事項

講義資料は、「見出し」、「要約」、「図解（ポンチ絵）」に分けて作成するなど、要点が分かるよう工夫すること。また、下記の下線部については「時間をかけて分かり易く」説明すること。なお、演習については、漁業種類を問わず共通するテーマ・内容で行えるよう工夫すること。

⑥ 講義内容

1) 1回目

- ・経営者としての心得を説明すること。
- ・理念、ビジョン、方針、戦略、計画などの関係性を踏まえた経営体系を説明すること。
- ・ビジョンシートを説明すること。
- ・帳簿記入の必要性を説明すること。

2) 2回目

- ・前回の振り返り
- ・漁業に活用可能なマーケティング手法を説明すること。
- ・漁業に活用可能な環境分析手法（PEST・GCS・競合分析など）を説明すること。
- ・SWOT分析を説明し、演習を行うこと。
- ・経営戦略・計画策定の必要性を説明すること。

3) 3回目

- ・これまでの振り返り
- ・経営戦略策定演習を行うこと。
- ・漁業に活用可能な目標管理制度（MBO）を説明すること。
- ・経営計画策定演習を行うこと。

3) 4回目

- ・これまでの振り返り
- ・経営分析手法（損益計算書、損益分岐点、損益分岐点分析）を説明すること。
- ・損益計算書作成演習を行うこと。

4) 5回目

- ・これまでの振り返り
- ・損益分岐点分析の演習を行うこと。
- ・経営改善手法（PDCA サイクル、OODA ループなど）を説明すること。

5) 6回目

- ・これまでの振り返り
- ・就業者については、自前データに基づく損益計算書の作成指導及び損益分岐点分析の指導を行うこと。

また、就業者以外については、損益計算書作成及び損益分岐点分析の演習を行うこと。

(2) 経営相談

相談件数は、10件を想定している。また、相談件数及び内容は、本業務の水産経営セミナー後に確定するため、別添申込書に基づく経営相談は2月に予定している。

相談はオンラインでの個別相談とし、相談時間は2時間以内とする。なお、相談者との日程等の調整は委託者が行うこととし、相談件数が増減した際は、変更契約の対象とする。

6 成果物

報告書はA4サイズとし、3部作製する。また、入手・作成した電子データ一式をCD-R等により納品する。但し、経営相談については、個人情報が含まれない範囲内で報告することとする。

7 留意事項

- (1) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは認めない。
- (2) 個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものをいい、特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱うこと。
- (3) 本委託業務において、第三者（協議会及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (4) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。
- (5) 委託費の支払いは、完了払とする。
- (6) 業務を遂行するにあたって、不明または不審な点が生じた場合には、ただちに協議会と協議するものとする。